

## 社会保障法における事例研究の試み

橋本宏子

### 目次

#### 第一部 事例研究への視角

##### 1 事例研究の必要性

##### 2 事例研究への視点

(1) 社会保障政策の動向と社会福祉基礎構造改革

(2) 社会福祉基礎構造改革と「サービスの利用者」と提供者の対等な関係の確立

(3) 社会福祉基礎構造改革と公的責任のあり様の変化

(4) 生存権保障の発現形態の変化と浮上する新しい課題

(5) 生存権保障を問い直す

(6) 生存権保障を問い直す作業と事例研究の重要性

3 事例のもつ現代的意味とその分類

(1) 「サービスの利用者」と提供者の対等な関係の確立」とその現実

(2) 社会福祉協議会と現代的課題

- (1) 生存権保障の担い手と国家の役割
  - (2) 社会福祉協議会の歴史
  - (3) 「中間団体」としての社会福祉法人と現代的課題
  - (4) 拡大されてきているサービス供給主体と国家の関係
  - (5) 福祉に関わる第一線の行政機関の「役割の縮小」と虐待問題
  - (6) 問われてきている措置の法的性格とその対応
- 4 Y学園事件にみる法的課題とその解決の方向性
- (1) 事実関係
  - (2) 障害者自立支援法の構造
  - (3) 障害者自立支援法と契約
  - (4) 障害者自立支援法の全体構造と当事者間の契約―問題の所在と検討の方向性―  
はじめに
  - (2) 手がかりとしての「医療保険の診療契約」
  - (3) 障害福祉サービスの場合
  - (4) 履行の強制
  - (5) 指定障害福祉サービス事業者の提供拒否と措置による提供  
知的障害者福祉法一六条一項
  - (1) Y学園事件への知的障害者福祉法一六条一項の適用
  - (2) 義務付けの訴え（行政事件訴訟法三条六項）と法令に基づく申請
  - (3) 介護給付請求権の存在と法令に基づく申請
  - (4) 行政事件訴訟法三七条の二 一項の要件
  - (5) 利用者の意思能力 行為能力
  - (6) 保護者の指定
  - (1) 保護者の法的性格
  - (2) 保護者の法的性格
  - (3) 保護者と親権者

- (4) 障害者自立支援法の全体構造と求められる行為能力の程度
- 5 アメリカにおける「ナーシングホームと法」―利用者権利を考えるために
  - (1) アメリカ 参加の条件と入所者の権利
  - (2) アメリカにみる様々な「規制執行の実施」と多様な根拠法
  - (3) 基準と裁量
  - (4) 行政規制を実質的に機能させる手立てと私人の位置
  - (5) 州機関による「規制執行の実施」が行われない場合と私人
  - (6) ADRと争訟をつなぐもの―入所者の請求権の実質的拡大
- 6 「中間団体」としての社会福祉協議会をめぐる課題とその解決の方向性
  - (1) 都道府県社会福祉協議会（苦情解決委員会）と公的責任の連携
    - (1) 運営適正化委員会とは
    - (2) 運営適正化委員会の設置主体
    - (3) 運営適正化委員会に関する政令の定め
    - (4) 運営適正化委員会に関する都道府県知事への通知（技術的助言）
    - (5) 技術的助言と自治事務の内容
  - (2) 苦情解決機関の権限行使と法の整備
    - (1) 運営適正化委員会と調査権限
    - (2) 運営適正化委員会と「申し入れ」
    - (3) 運営適正化委員会から都道府県知事への通知
  - (3) 運営適正化委員会と国庫補助
    - (1) 国から都道府県への補助金の流れ
    - (2) 都道府県から都道府県社会福祉協議会への補助金の流れ

## 第二部 事例研究

### I 児童

- (1) 児童自立支援施設入所児童の起こした窃盗事例

- (2) 児童虐待に対する児童相談所の責務
  - (3) 児童相談所における一時保護の法的性格
- II 高齢者
- (4) 高齢の夫の妻への暴力
- III 市民社会と国・地方自治体との関係
- (i) 民間事業所と国・地方自治体との関係
  - (5) 自立援助ホーム指導員の入所児童に対する暴行
  - (6) NPO 法人と補助金問題
  - (ii) 社会福祉法人と国・地方自治体との関係
  - (7) 成年後見人による権利侵害と施設の責任
  - (8) 社会福祉法人の経営問題
  - (iii) 社会福祉協議会と国・地方自治体との関係
  - (9) タクシー利用サービス事業とボランティアの起こした事故
  - (10) 社会福祉協議会と補助金の使用
  - (11) 都道府県社会福祉協議会と運営適正化委員会の設置主体